

令和2年度当初予算要求要領

※新たに加えたもの及び大幅な修正箇所を下線表記

1 一般的事項

(1) 年間所要額要求

令和2年度当初予算は、新・みやぎ財政運営戦略（以下「戦略」という。）等に基づき、年間所要予算として編成することとし、東日本大震災復興事業についても、その内容及び規模を的確に見込んだ上で要求すること。また、制度改革や新たな災害の発生等の状況変化を伴うものを除き、原則として歳出増額に係る予算補正を行わない予定であることに留意すること。

また、社会保障関係経費のように年度途中において基準改定が見込まれるものについては、改定内容が確定している場合を除き、令和元年度の実績見込みを基礎として積算し、確定後に改めて要求すること。

(2) 財源不足の解消に向けた取組結果の反映

戦略上の個別管理事業をはじめとする事業の見直し結果について、現時点における効果額を確実に反映させること。

(3) 歳入の確保

- ① 県税の収入確保を図るとともに、可能な限り增收に努めること。
- ② 使用料及び手数料については受益者負担の原則のもとに、適正な料金設定を行うこと。
- ③ 国庫支出金等その他の特定財源については、的確な見積りを行うこと。
- ④ 未利用財産の積極的売却を進めるとともに、広告収入等の新たな収入の確保を行うこと。
- ⑤ 東日本大震災の影響について、的確に把握すること。
- ⑥ その他、歳入に関する詳細は「2 歳入に関する事項」を参照のこと。

(4) 歳出予算の要求

- ① 多額の財源不足を解消するとともに、真にメリハリの効いた予算配分を実現するため、次の点に留意することとし、個々の事業を一律に削減するといった硬直的な要求は行わないこと。
 - 思い切った政策移行（シフト）、重点的な予算配分、優先順位の明確化
 - ゼロベースからの業務積み上げ、選択と集中の更なる推進、必要性や効率性に着目した事業見直し
- ② 「3－1 歳出予算の要求基準」に定める経費区分ごとの要求基準を厳守するとともに、補助率が2分の1を超える高率補助や、後年度の財政負担を伴うものなど、財政秩序を乱すおそれのあるものについては、要求を厳に慎むこと。
- ③ 国の経済対策等により設置した各種基金については、創意工夫により積極的・効果的な活用を図ること。
- ④ 東日本大震災復興関係予算については、平成28年度から導入された復旧・復興事業費への自治体負

担を踏まえ、所要額及び財源を的確に見込んだ上で要求すること。あわせて、震災復興計画期間の終了後も継続的な対応が必要となるものの要求にあたっては、継続を要する背景や今後の事業の在り方、将来的な事業費の見込みについても十分な検討を行うこと。

- (5) 「宮城県公共施設等総合管理方針」に沿った県有施設の長寿命化や維持管理コストの低減に向けた取組を推進すること。
- (6) 地域経済分析システム（R E S A S）を効果的に活用することなどにより、データに基づく中立的・客観的な分析等を行うこと。

(5) 施策の選択、終期設定

- (1) 「宮城県震災復興計画」の最終年度を迎えることから、政策推進の基本方向（力強くきめ細かな震災復興、地域経済の更なる成長、安心していきいきと暮らせる宮城の実現、美しく安全なまちづくり）に的確に対応した施策について、復興の完遂に向けて最優先に取り組むこととし、「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」に基づき、総合的かつ計画的に推進すること。
- (2) 新規事業は、既存事業の整理統合を前提とし、必ず終期年度を設定すること（原則3年、最長5年まで）。また、その他の事業についても、平成29年度包括外部監査の意見も十分に踏まえ、目標達成年次等を勘案してあらためて終期年度を設定するとともに、従来設定したものについても再検証すること。
- (3) 継続事業は、政策・施策評価における検討等も踏まえて要求するとともに、終期の到来した事業は、原則として廃止すること。

(6) 国庫補助事業の取扱い

- (1) 国の令和2年度予算概算要求の内容を精査し、当該事業の本県における必要性、事業効果等を十分に検討し、緊急性かつ行政効果の高いものに限り受け入れること。
- (2) 国の「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（令和元年7月31日閣議了解）において示された「新しい日本のための優先課題推進枠」など県予算への影響が不透明な部分について、その動向に十分留意し、廃止・縮小されたものについては遺漏なく整理すること。
なお、単なる地方への転嫁と思われる一般財源振替は認めないこととし、補正による一般財源の追加は行わないものとする。

(7) 官民の経費負担の適正化

- (1) すべての事務事業について、その執行責任と経費負担のあり方について抜本的な検討を加え、官と民が担うべき責任分野を明らかにするとともに、その経費負担の適正化に努めること。
- (2) 業務の民間委託・民営化についても、業務分析やコスト比較の上、積極的に検討すること。

(8) 市町村等との役割分担

- (1) 市町村、その他の団体が実施主体となる事務事業については、各々の役割分担の明確化を図ること。

その上で、市町村等による実施が適当である事業については、災害の発生による事業執行機能の低下具合や財政状況を考慮した上で、事前にこれらの団体と協議調整を行い、受入態勢の整う見込みが確実なものに限り要求すること。

- ② 新規事業及び制度改革等が行われる事業で市町村の経費負担を伴うものについては、事前に市町村課と協議すること。
- ③ 事務事業の廃止・縮小などの見直しに際しても、各団体との連絡調整を十分に行っておくこと。

(9) 債務負担行為等

- ① 債務負担行為等の設定は、後年度の歳出が義務付けられ、財政硬直化の要因となるおそれもあることから、事業内容や財源確保の見通し等を慎重に検討の上、要求すること。
- ② 既に設定された債務負担行為等については、その進行管理を十分に行い、必要に応じ見直しを行うこと。
- ③ 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例により、債務負担行為の設定が不要な契約があるため、契約内容等を十分に確認すること。

(10) 他部局・課室との連携、調整

他部局・課室に関連する事務事業については、事前の連絡調整を密にし、重複し又は統一性を欠くことのないよう留意すること。

(11) 人事課等との調整

組織機構の変更、人員増（自治法派遣の受入を含む。）を伴う事務事業（施設の整備を含む。）については、事前に人事課と協議調整済のものに限り要求すること。また、新規の附属機関、懇話会等を設置等する場合は、事前に行政経営推進課と協議すること（議会事務局、警察本部を除く）。

(12) 提出書類の作成に当たっての留意事項

- ① 要求調書の作成は予算編成システムにより行うこと。
- ② 要求事業の概要、目的、対象、効果、項目ごとの要求金額等を簡潔に分かりやすく記載すること（記載例参照）。
- ③ 予算要求様式等の提出書類については、原則としてワンペーパーにまとめ、簡潔に作成すること。
- ④ 歳出予算要求は、同一の要求調書内に「3－1 歳出予算の要求基準」に定める経費区分が、複数含まれないよう配慮すること。やむを得ず複数の経費区分を含む要求調書とする場合でも、区分ごとの内訳が明示されるようにすること。

2 歳入に関する事項

(1) 県税

税制改正の状況及び内外の経済動向による影響を十分勘案し、見込み得る年間収入を的確に見積ること。特に、課税客体の完全捕捉と課税標準の適正な把握に努め、滞納整理方策の強化や納税のための利便性の向上による収入確保を図るとともに、徴税コストも念頭において徴収率の向上を図り、滞納額の縮減に努めること。

(2) 国庫支出金

- ① 国の予算編成の動向及び各省庁の事業計画、概算要求の内容等を精査し、補助基本額、補助率等を的確に把握の上、確実な収入見込額を要求すること。
- ② 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条第1項に規定された事業を行おうとする場合、国庫支出金の率は直近の交付決定通知等に基づき、現時点で見込まれる補助負担率で算出すること。
- ③ 年度中途で補助金が減額されても、一般財源による振替措置は原則として行わないで留意すること。
- ④ 超過負担を伴う事業は、事業費の積算内容を精査の上、その完全解消を国に対し文書で要請すること。

(3) 分担金及び負担金

- ① 事業の内容及び受益の程度を総合的に勘案し、類似のものと比較検討の上、適正化に努めること。
- ② 東日本大震災に起因する減免については、被災者支援の観点からその必要性及び内容を精査し、影響額を試算の上、要求すること。

(4) 使用料及び手数料

- ① 「各種使用料及び手数料の見直しについて」（平成30年9月19日付け財号外）及び「各種使用料及び手数料の新設の検討について」（令和元年7月30日付け財号外）による検討結果を反映した上で要求すること。また、減免措置は客観的な基準に基づくものに限定するよう整理や見直しを行うこと。
- ② 東日本大震災に起因する減免については、被災者支援の観点からその必要性及び内容を精査し、影響額を試算の上、要求すること。

(5) 財産収入

- ① 県有財産については、その適正な管理に一層努めるとともに、今後の利用見通しを十分検討すること。
- ② 利活用のめどが立たないものは「未利用財産売払推進要領」に基づき可能な限り売却を進め、各所属の所管財産についても必要性を再検討すること。
- ③ 基金の管理等に当たっては、有利かつ安全な運用に努めること。
- ④ 土地等の減免貸付を行う場合は、当該減免が単なる収入減にとどまらず、所在市町村に対し固定資産税相当額の交付金というコストも生じていることを十分に考慮すること。

(6) その他の収入

- ① 単に前年度の実績にとらわれることなく、全面的な見直しを行い収入の確保に努めること。

② 受託事業収入については、市町村から受託する普通建設事業及び災害復旧事業に係るもの除き、原則として総委託費の10%を目安として一定額を必ず職員給与等の人工費に充当するとともに、所要経費の適正な見積りを行うこと。特に備品購入については、維持費等の後年度負担の発生を考慮し、慎重に行うこと。

なお、市町村から受託する普通建設事業及び災害復旧事業に係るものについては、原則として事業費の5%を事務費として計上するよう努めること。

③ 県が主催して行う各種研修会、スポーツ大会等において、テキスト代、傷害等保険料、昼食代等の実費として参加者から現金を徴収するものについては、すべて歳入歳出予算に計上すること。

④ 会計年度任用職員や再任用職員の労働保険料に係る被保険者負担分については、全額を歳入予算に計上すること。

⑤ 新たな収入源を開拓するために、他県の事例等も参考にしながら印刷物有料化、広告収入などを積極的に検討すること。

⑥ 公益団体等の助成金を最大限活用することとし、可能なものは県事業の財源とするとともに、既存の県助成事業の振替として活用すること。

3－1 歳出予算の要求基準

経費区分の定義及び要求基準は次のとおりとする（別表1-①、1-②を参照のこと）。

(1) 義務的経費予算

① 法令等に基づき、支出が義務づけられているもので、人工費（各種審議会等の委員出席報酬を除く）、扶助費、公債費及び県税交付金等とする。

② 要求は所要額とする。

③ 東日本大震災の復旧・復興事業のために受け入れている自治法派遣職員に係る経費は、本人へ支給する職員手当等については人件費、派遣元へ支払う負担金については県税交付金等とする。

(2) 一般的経費予算

義務的経費予算、公共事業予算の区分以外の全ての経費で、概ね次に掲げるものとする。

ア 通常事業

通常事業の要求額（一般財源ベース）は、部局ごとに定めた別表2の通常事業予算要求上限額の範囲内とする。

○ 経常的行政経費

指定管理者等への施設運営委託及び業務委託料等（債務負担行為等の設定の有無により細区分），

その他の管理経費

○ 一般的行政経費

関係団体等への補助金等、社会福祉施設運営経費、全国規模の団体に関する会費負担金等

○ 裁量的行政経費

上記 2 経費以外に区分される経費

イ 重点事業

- 新規、組替を除く重点事業の要求額（一般財源ベース）は、部局ごとに定めた別表 2 の重点事業予算要求上限額の範囲内とする。

なお、新規、組替事業については、事業内容及び規模を精査した上で所要額を要求すること。

ウ 「みやぎ発展税」充当事業

- 「富県宮城の実現に向けた産業振興施策の充実」や「大規模地震の被害最小化施策の加速化」という「みやぎ発展税」導入の趣旨に基づきつつ、東日本大震災からの復興と地域社会・経済の変化に対応した新たな取組の視点を重視し、事業内容等を十分に精査した上で所要額を要求すること。

エ 「みやぎ環境税」充当事業

- 「二酸化炭素吸収源としての森林機能の強化」や「二酸化炭素排出量削減に向けたクリーンエネルギー利用推進」などの「みやぎ環境税」導入の趣旨に基づきつつ、東日本大震災からの復興のための視点、「再生可能エネルギー設備、省エネルギー設備導入の加速化・充実化」「生活基盤整備の加速化」「豊かな自然環境の保全・再生と自然力を活かした災害に強い県土づくり」及び新たに加わった「気候変動による影響への適応」の視点を重視し、事業内容等を十分に精査した上で所要額を要求すること。

オ 県執行建物

- 事業規模等により、次に掲げる 3 種類に区分する。

(ア) 大規模県執行建物

- 財政課が指定した事業で、要求額は既定の事業計画額の範囲内とし、令和 2 年度の対象は、(仮称) 栗原警察署及び仙台南部地区特別支援学校の新設並びに視覚障害者情報センター、船形コロニー及び仙台家畜保健衛生所の建替とする。

(イ) 県立学校・社会福祉施設・警察施設整備事業

- 教育庁所管の県立学校建設費（大規模県執行建物を除く）については、要求上限額を事業費ベースで概ね116億1千万円、一般財源ベースで概ね29億5千万円とする。
- 保健福祉部所管の社会福祉施設等整備費（大規模県執行建物を除く）については、要求上限額を一般財源及び県債充当額ベースで概ね13億9千万円とする。
- 警察本部所管の警察施設整備費（大規模県執行建物を除く）については、要求上限額を一般

財源及び県債充当額ベースで2億5千万円とする。

(ウ) その他

(ア)・(イ)の区分以外のものについては、要求は所要額とする。

- 国庫補助・県単独事業を問わず継続事業を優先することとする。
- 新規建設の要求は引き続き凍結する。ただし、老朽改築・改修、その他安全確保のための措置として整備を認められたものを除く。
- 凍結対象外として認められた新規の要求については、次の点を満たしたものに限り、所要額を要求することができる。

なお、外壁打診調査業務委託については、営繕課と協議された内容により、各主務課において要求すること。

- ・ メンテナンスや光熱水費等のランニングコストも含め、事業の費用対投資効果について検討済みであること。
- ・ 将来の人員配置について、人事課と協議済みであること。
- ・ 民間委託、既存施設の活用など代案との比較検討済みであること。
- ・ 移転改築する場合は、跡地に係る処分を含めた利活用方針が決定済みであること。
- ・ 施設の整備に当たっては「環境保全率先実行計画（第5期）」の基本方針等に配慮するとともに、施設の水準、規模等を検討し、過大な施設及び過度なグレードとならないよう徹底すること。
- ・ 営繕工事の要求に当たっては、営繕課及び設備課と事前にその内容を協議するとともに、類似建物や他県の実績等を参考に必要最小限の規模、機能、仕様及び総事業費を見積ること。

カ 私立学校助成費

要求は所要額とする。

キ 義務的経費枠に該当しない出資金、基金積立金、他会計繰出金等

要求は所要額とする。

ク 東日本大震災復興事業（公共事業以外）

原則として「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」に掲載される事業であり、公共事業以外の事業で、東日本大震災からの復旧・復興を推進するために必要な事業とし、震災復興特別交付税を含めた財源を精査した上で所要額を要求すること。また、復興事業の財源は増税で賄われていることを十分に認識し、真に復旧・復興に資するものに限り要求すること。

なお、平成27年度の会計検査院による会計実施検査の結果を踏まえ、震災復興特別交付税の対象となる単独災害復旧事業の要求に当たっては、以下の点に特に留意すること（公共事業も同様の取扱い）。

- ・ 国の補助金等を受けないで施工する事業であること。
- ・ 一般単独災害復旧事業債の起債対象経費であること（特に備品については、起債対象となるか精査すること）。

ケ その他特に必要と認められる政策的事業

要求は、通常事業予算要求上限額の範囲内では要求することが困難であるとして、事前に財政課と協議したもの及び財政課が予め指定したものに限る。

(3) 公共事業予算

- ① 補助公共事業費、単独公共事業費、維持補修事業費、国直轄事業負担金、災害復旧事業費、復興公共事業費とする。
- ② 要求上限額は次のとおりとする。

ア 補助公共事業費

事業費ベースで概ね327億円とする。

- ・ 農政部：概ね124億円（上限額には、農山漁村地域整備交付金事業を含む）
- ・ 水産林政部：概ね24億円（上限額には、農山漁村地域整備交付金事業を含む）
- ・ 土木部：概ね179億円（上限額には、社会资本整備総合交付金事業を含む）

イ 単独公共事業費

部局を単位として、令和元年度当初予算に比して、事業費ベースで概ね同額とする。

なお、一般会計からの繰入金に頼った運営が続く港湾整備事業特別会計における単独公共事業も含む。

ウ 維持補修事業費

事業費ベースで概ね205億円とする。

- ・ 農政部：概ね26億円
- ・ 水産林政部：概ね20億円
- ・ 土木部：概ね159億円

エ 国直轄事業負担金

令和元年度当初予算に比して、事業費ベースで概ね+30%とする。ただし、災害復旧事業及び災害関連事業については、認証見込額とする。

オ 災害復旧事業費

過年発生災害復旧事業費については、国庫補助事業は令和2年度認証見込額、単独事業は実施見込額とする。

現年発生災害復旧事業費については、令和元年度当初予算額の範囲内とする。

カ　復興公共事業費

東日本大震災を受けて新たに設けられた国庫支出金（東日本大震災復興交付金を含む。）又は補助率が嵩上げされた国庫支出金の補助対象事業として実施される補助公共事業及びこれと一体として実施される単独公共事業の要求は、所要額とする。

地方負担相当額に対し、震災復興特別交付税の交付される補助公共事業及び単独公共事業の要求は、所要額とする。

なお、復興事業の財源は増税で賄われていることを十分に認識し、真に復旧・復興に資するものに限り要求すること。

- ③ 特殊要因として財政課が別途認める事業の要求は所要額とし、要求上限額に反映する。
- ④ 補助公共事業費、単独公共事業費、維持補修事業費及び国直轄事業負担金は、事業区分ごとに事業費、県債及び一般財源それぞれについて、原則として財政課が定める上限額の範囲内で要求するものとする。
- ⑤ 特殊要因として財政課が別途認める事業を除き、補助公共事業費と単独公共事業費との間では事業費を調整できるものとする。ただし、この場合においても、調整後の県債及び一般財源それぞれについて、補助公共事業費分と単独公共事業費分を合算した額を超えることはできないものとする。
- ⑥ 補助公共事業費、単独公共事業費ともに県民ニーズを踏まえながら、事業の緊急性、投資効果及び他の関連事業の実施状況を検討の上、公共事業再評価の対象となった継続事業の事業継続の妥当性を示す資料を添付すること。
- ⑦ 維持補修事業費は、老朽化が進行しているインフラを適正に維持管理し、長寿命化を図るために取り組むべき事業について、所要額を要求すること。
- ⑧ 国直轄事業負担金は、事業内容、積算内訳等について詳細に確認の上、積算すること。
- ⑨ 公共事業事務費は、原則として公共事業事務費を除いた事業費に 5 %（震災復興特別交付税を財源とする事業については 3 %）を乗じて得た額以内とすること。また、公共事業事務費のうち事業費支弁人件費の占める割合は、原則として 6 4 %以上とすること（臨時の任用職員及び会計年度任用職員を除く）。
- ⑩ 全体事業費 10 億円以上の新規事業及び上記②カの事業については、一件査定を行うものとする。

3－2 歳出予算の性質別・節別の留意事項等

(1) 人件費について

- ① 特別職報酬等
 - 令和元年 10 月 1 日現在の勤務課所に在職する職員の現給に基づいて算出した電算資料（別途通知）により積算の上、要求すること。ただし、行政委員会委員等の報酬額については、電算資料に拠らずに別途積算すること。
 - 産育休、病休、休職に係る臨時の任用職員や会計年度任用職員に係る報酬、給料等については、所

要額を適正に積算の上、要求すること。

- 各種審議会等委員の報酬は通常事業予算として区分されることに留意すること。
- 新規や増員要求については、事前に人事課との協議が必要であること。
- 会計年度任用職員や再任用職員の労働保険料については、被保険者負担分を報酬や給料等に含めて要求するとともに、共済費（細節：02～06を除く）において、同額を事業主負担分に加算の上、要求すること。

② 職員給与費等

- 別途通知する電算資料に、宿日直手当、特殊勤務手当（日額及び日数が基礎となるもの）など電算処理のできないものを適宜加算の上、要求すること。
- 組織の改廃等により職員の増減が見込まれるため、所要見込額が電算資料と著しく相違する場合は、あらかじめ財政課と協議すること。
- 東日本大震災の復旧・復興事業のために受け入れている自治法派遣職員に係る経費のうち、本人へ支給する分については人件費として要求すること。
- 詳細については、別途、具体的な要求基準を示すこととする。

③ 退職手当等

退職手当、恩給及び退職年金については、年間所要額を積算の上、要求すること。

(2) 扶助費について

- ① 令和元年度の実績見込等を基礎として、基準改定等の増減要素が確定している場合は、それらを適宜加味して積算の上、要求すること。
- ② 国の制度に拠らないもの及び国の基準を上回るものについては、その必要性及び妥当性を十分に検討の上、要求すること。
- ③ 児童手当については、扶助費で要求すること。
- ④ 「社会保障と税の一体改革」に伴う社会保障の充実分等について、過度な将来負担が生じないよう国の動向に十分留意すること。

(3) 公債費について

- ① 金利動向を勘案した償還年限の設定等により金利負担の軽減を図るとともに、償還方式の見直し等により、公債費の平準化に努めること。
- ② 電算資料や年次償還表等を精査の上、適正に要求すること。特に、線上償還等による年次割額の変更に留意すること。

(4) 県税交付金等について

- ① (2)及び(3)の経費のほか、法令等の規定に基づき支出及び算出方法が義務づけられているもので任意

に節減できないものについて、所要額を適正に積算の上、要求すること。

② 要求調書には、支出の根拠となる法令等の規定を明示すること。

(5) 維持補修費について

施設の現状及び近年の支出実績等を把握の上、長寿命化や維持管理コストの低減も念頭に、中長期的なトータルコストの観点から機能維持のための経費が最小となるよう要求すること。

(6) 物件費等について

① 公用施設の庁舎管理費や内部事務経費

「4 事務経費の節減に当たっての留意事項等」を参考に、なお一層の経費節減に努めること。

② 自動車購入費

○ 原則として通常事業予算として要求すること（公共事業事務費による要求は除く）。

○ 更新は、原則として次の基準を全て満たすものを対象とする。

- ・ 令和2年度末までに取得後12年以上（軽自動車にあっては8年以上）を経過するもの
- ・ 令和2年度中に車検が予定されている車両で、かつ令和元年9月30日現在の走行距離が10万km（軽自動車にあっては7万km）を超えるもの

○ 過度なグレードを避けるとともに、環境負荷等にも配慮した自動車の導入について検討すること。

○ 現有公用車の共用化、管理換えを推進し、自動車の購入抑制に努めること。

なお、年間稼働率の低い公用車の利活用、処分等を併せて検討すること。

③ 事務用パソコンの整備費

○ 計画的な整備及び更新に努めていくこととする。

○ 国庫補助金や公共事業事務費等、特定財源を充当して調達するものを除き、令和元年度に引き続き、情報政策課、教育庁総務課（県立学校分に限る）、警察本部会計課で一括予算を計上し、一括リースにより現物（本体、標準ソフト、マウスを標準装備）を各課・公所に配付しているため、各課で事務用パソコンに係る経費を要求する必要はないものとする。ただし、これまで各課で調達してきたパソコンの更新等に要する経費は各課で要求するものとする。

○ 追加ソフトや周辺機器の導入等は各所属で対応すること。

④ 情報関係システム開発等委託費

開発内容等について、事前に情報政策課と協議すること。

⑤ NHK放送受信料

平成20年10月21日付け行管第41号に基づき、同通知別表の予算主務課が要求すること。

⑥ 設備・備品の整備・更新

メンテナンスや光熱水費等のランニングコストを明示した上で要求すること。

(7) 賃金

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和2年4月1日施行）により地方自治法施行規則歳出予算に係る節の区分中、「7節 賃金」が削除され、8節から28節について1節ずつ繰り上がることとなるが、本県では、予算編成システム等の改修に時間要することから、財務規則を改正（令和2年4月1日施行予定）し、令和2年度予算においては「7節 賃金」が削除された後も8節から28節を1節ずつ繰り上げないこととする（従来通りの節番号で要求し、7節での要求は行わないこと）。

なお、令和3年度当初予算からは、8節から28節について1節ずつ繰り上げる予定である。

(7) 補助金について

- ① 従来の実績にとらわれることなく、その目的、必要性及び補助率について見直すこと。
- ② 県単独補助金については、復旧・復興事業を除き、補助率2分の1を超える高率補助金や、既に補助目的を達成したもの、1件50万円未満の零細補助金等の廃止、縮小等を進めるなど、整理合理化を一層推進すること。
- ③ 各種団体への運営費補助は可能な限り廃止するものとし、やむを得ない場合でも明確な事業計画に基づく事業費補助への転換を図ること。

(8) 協議会等への負担金について

- ① 各種協議会への負担金、特に県の業務を補完するために、調査、研修等の事業を実施する目的で継続して設置される全国規模の団体への負担金については、従来の実績にとらわれることなく、全国知事会の法令外分担金の縮減等の協力要請を参考に、その目的、必要性及び費用負担のあり方について見直しを行い、既に目的を達成したもの、効果の乏しいものは廃止するとともに、継続を必要とするものについても縮減を積極的に進めること。
- ② 全国担当部長会、課長会等については、年会費での負担ではなく、会議等の都度に負担金を徴収する方法への変更を働きかけるなど、負担金の縮減に努めること。
- ③ 未加入の都道府県がある協議会等については、本県が加入する必要性等を再検討すること。また、類似の目的を有する協議会等については、部局内又は他部局と協力し、整理統合を働きかけすること。
- ④ 全国知事会が各協議会等の団体に行っている法令外分担金の縮減等の協力要請の結果を確実に反映させること。

(9) 各種団体等への委託・補助について

各種団体等への委託・補助のうち、人件費相当額を含めて要求するもので、県職員給与に準じた積算を行う場合には、給与制度の総合的見直しや人事委員会勧告の内容を踏まえたものとすること。また、旅費等の事務費相当額を含めて要求する場合についても、原則として県の規程等に準じた積算を行うこと。

(10) 貸付金について

- ① 貸付目的及び貸付先の財政状況や資金の運用状況を検討の上、要求すること。
- ② 貸付利息の見直しや、既存の長期貸付金の単年度化、繰上償還の検討を行うこと。
なお、一般財源を必要としない単年度貸付であっても県の歳計現金の残高低下に起因する預金利子の減少や一時借入金の増加をもたらすものであることに留意し、その所要額については、改めて精査すること。

(11) 出資金について

- ① 公社等外郭団体に対する出資・出捐については、事前行政経営推進課と協議の上、要求すること。
- ② 団体運営費補助や職員派遣などの支援に相当するものについても、団体の自律的経営を促進する観点から、適切な見直しを図ること。また、統廃合についても視野に入れながら検討すること。

4 事務経費の節減に当たっての留意事項等

歳出の抑制が県民に与える影響を可能な限り最小限にとどめ、県民の理解と協力を得るために、これまで取り組んでいた以上の内部努力を徹底し、最小のコストで最大の行政効果が発揮できるよう次の点に留意し、より一層の経費節減に努めること。

(1) 旅費について

- ① ファクシミリ、インターネット、電子メール、電子会議室、公用車等の活用による縮減を図ること。
- ② 国や他都道府県、市町村との会議や打合せについては、本庁課長級以上が出席するものを除き、原則として1人分のみ要求することとし、やむを得ない場合でも2人分までとすること。
なお、情報収集のみの県外出張は厳に慎むこと。
- ③ 義務的なもの以外の研修会、講習会等への参加は必要性を十分に検討すること。
- ④ 県が主催して行う県職員同士又は県職員と県内の市町村職員との会議や研修、打合せ等は、やむを得ない場合を除き、日帰りで行うものとすること（ただし、東北自治総合研修センター又は自然の家等、県内外の公設研修施設又は社会教育施設等に宿泊するものとして、職員等の旅費に関する条例第41条第1項の規定により宿泊料を減額調整して要求するものを除く）。
- ⑤ 個人・団体が主催して行うものに係る県支出金要求の積算についても、①から④までと同様に取り扱うこと。

(2) 需用費等について

- ① 共通基盤システムの活用による文書発送の縮減、府内向け印刷物配付の原則廃止、各種追録等の縮減を図ること。特に府内向け印刷物の配布が散見されるので、廃止を徹底すること。
- ② 原則として印刷物の納品時には電子媒体版を併せて納品させること（職員で対応できるものを除く。また、従来よりも割高になるような仕様にはしないこと）。

③ 個人・団体が印刷・発行するものに係る県支出金要求の積算についても、同様に取り扱うこと。

(3) 役務費について

行政機関（国、市町村、県機関相互）宛に発信する電話、ファクシミリについては、防災行政無線の使用を徹底すること。

(4) その他

① 会議等開催の縮減、時間短縮、庁舎内会議室利用の促進に努めること。

② 各種審議会、任意協議会等の整理、統合、廃止を積極的に進めること。

③ 物品等の購入、リース等に当たっては「グリーン購入の推進に関する基本方針」に基づき、環境負荷の少ない物品等の調達に努めること。また、調達コストに配慮した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定に基づく「新商品特定随意契約制度」の活用についても検討すること。

5 特別会計及び企業会計に関する事項

(1) 特別会計

① 関連する事項については、一般会計に準ずることとするが、特に会計の設置目的に応じ、一般会計からの繰出金に依存することのない収支均衡を目標として要求すること。

② 貸付金等の債権管理を徹底し、滞納額の縮減を図ること。

③ 財政健全化に向けて、高金利の県債については繰上償還や低利借換を十分検討し、制度上可能な場合は、事前に資金調達元の意向を確認の上、所要額を要求すること。

(2) 企業会計

① 関連する事項については、一般会計に準ずることとするが、特に独立採算を前提に一般会計に依存することなく、経営の合理化、効率化を積極的に推進し、経費の節減に努めるとともに、経済情勢の変化に即応し中長期的見通しに立って適時適切な料金改定を行うなど経営の健全化に努めること。また、料金改定に当たっては、財政課と協議すること。

② 資本的収支に係る予算の要求に当たっては、他の関連プロジェクトの進捗状況等を十分勘案するとともに、過大な施設整備、過度の先行投資等による経営の悪化を招かないよう、事業の緊急性等について慎重な検討を加え、計画的かつ適切な建設投資に配慮すること。

③ 財政健全化に向けて、高金利の県債については繰上償還や低利借換を十分検討し、制度上可能な場合は、事前に資金調達元の意向を確認の上、所要額を要求すること。

6 予算要求調書等の提出について

(1) 提出期限：令和元年11月8日（金）とする。

- (2) 提出様式：予算要求調書及び添付書類の様式は別添のとおり。各様式は、共通基盤システムの掲示板に保存しているものを活用のこと。
- (3) 提出部数：A4判で各1部提出すること。